

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 福祉活動専門員設置要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）活動の推進体制を整備強化し、民間社会福祉活動の充実と発展を図るために厚生事務次官通達（昭和41年5月13日付社第104号）に基づき福祉活動専門員の設置について定めることを目的とする。

（身 分）

第2条 福祉活動専門員は、本会の職員とする。

（設 置）

第3条 福祉活動専門員は、本会事務局の総務地域係に置くものとする。

2 福祉活動専門員は、他の職務を兼務することが出来るものとする。

（職 務）

第4条 福祉活動専門員は、昭和村の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画、連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動の推進に従事する。

（任用資格）

第5条 福祉活動専門員は、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望があり、かつ次の各号の要件を満たす者のうちから会長が任命しなければならない。ただし、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

（1）社会福祉に関する業務に5年以上従事した者

（2）社会福祉士又は社会福祉主事任用資格を有する者

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、福祉活動専門員設置に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。